

事業名	県単農地集積促進事業	
	担い手農地集積促進事業	集落農地集積促進事業
事業主体	団体営	
事業内容	担い手農地集積計画に基づき、対象事業の実施により、受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合(以下「農地集積率」という)が、対象事業の完了年度の翌年度から起算して3年の間に40%以上となった場合に、促進費を交付する事業。	農地利用集積計画に基づき、対象事業の実施により、集落農地面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合(以下「集落農地集積率」という)が、対象事業の完了年度の翌年度から起算して3年の間に50%以上となった場合に、促進費を交付する事業。
要件	(1) 対象事業(地域自主戦略交付金交付要綱別紙20第2(中山間地域総合整備事業)、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-1運用1第1の2(中山間地域総合整備型)、地域自主戦略交付金交付要綱別紙22第2(農地環境整備事業)、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-1運用1第1の3(農地環境整備型)に基づく事業による区画整理事業であって、県が実施する事業)が実施されていること。 (2) 担い手農地集積計画が策定されていること。 (3) 農地集積率が40%以上となることが確実と見込まれること。	(1) 対象事業(団体営農業基盤整備促進事業、団体営農地耕作条件改善事業、団体営水利施設等保全高度化事業(簡易整備型)が実施されていること。 (2) 農地利用集積計画が策定されていること。 (3) 集落農地集積率が50%以上となることが確実と見込まれること。
	【担い手要件】 (1) 認定農業者(農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定を受けた者をいう。) (2) 経営規模が3ha(特定農山村地域にあつては2ha)以上の農業者 (3) 生産組織(農業生産法人、集落営農組織等) (4) 人・農地プラン(人・農地問題解決推進事業実施要綱第2の1に定める人・農地プラン)において地域の中心となる経営体に位置付けられた中心経営体。	
	【経営等農用地面積の要件】 「経営等農用地」とは所有権、利用権等の権限に基づき、又は農作業受託により集積された農用地で、次の要件による。 (1) 設定期間又は契約期間が6年以上であり、当該年度を含めて3年以上の設定期間又は契約期間を残している「利用権」及び「農作業受託」。 (2) 「農作業受託」は基幹3作業以上の受託を行うもの。	
実施要綱	県単農地集積促進事業実施要綱	
実施要領	県単農地集積促進事業実施要領	
交付要綱	農業農村整備事業関係補助金交付要綱	
交付率	県:100% 農地集積率に応じて対象事業費に次の交付割合を乗じた額を限度額とする。 (農地集積率)・・・(交付割合) 40%以上45%未満・・・0.025 45%以上50%未満・・・0.030 50%以上55%未満・・・0.035 55%以上60%未満・・・0.040 60%以上65%未満・・・0.045 65%以上・・・0.050	県:100% 集落農地集積率が50%以上の場合、対象事業費に0.125を乗じた額を限度額とする。
適用	促進費の限度額は農家負担を伴う事業費に交付割合を乗じた額又は実際に農家が負担した額のいずれか低い額	

事業名	県単農地集積促進事業	
	水田園芸拠点産地形成促進事業	担い手不在集落解消促進事業
事業主体	団体営	
事業内容	水田園芸産地形成促進計画に基づき、対象事業により基盤整備を実施した農地の作付け延べ面積に占める県推進品目の割合が対象事業の完了年度の翌年度から起算して3年の間に25%以上となった場合に促進費を交付する事業。	担い手不在集落において、担い手確保計画に基づき、別に定める対象事業により、事業完了年度の翌年度から起算して3年の間に担い手が確保された場合に、別に定める基準により促進費を交付する事業。
要件	<p>(1) 対象事業(団体営農地耕作条件改善事業)が実施されていること。</p> <p>(2) 水田園芸産地形成促進計画が策定されていること。</p> <p>(3) 「※県推進品目」の作付け割合が25%以上となることが確実と見込まれること。</p> <p>※県推進品目は次の作物のことをいう。</p> <p>・キャベツ ・玉ネギ ・白ネギ ・アスパラガス ブロッコリー ・ミニトマト</p>	<p>(1) 対象事業(団体営農地耕作条件改善事業)が実施されていること。</p> <p>(2) 担い手確保計画が策定されていること。</p> <p>(3) 担い手の確保が確実を見込まれること。</p>
	<p>【担い手要件】</p> <p>(5) 認定農業者(農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定を受けた者をいう。)</p> <p>(6) 経営規模が3ha(特定農山村地域にあつては2ha)以上の農業者</p> <p>(7) 生産組織(農業生産法人、集落営農組織等)</p> <p>(8) 人・農地プラン(人・農地問題解決推進事業実施要綱第2の1に定める人・農地プラン)において地域の中心となる経営体に位置付けられた中心経営体。</p>	
	<p>【経営等農用地面積の要件】</p> <p>「経営等農用地」とは所有権、利用権等の権限に基づき、又は農作業受託により集積された農用地で、次の要件による。</p> <p>(3) 設定期間又は契約期間が6年以上であり、当該年度を含めて3年以上の設定期間又は契約期間を残している「利用権」及び「農作業受託」。</p> <p>(4) 「農作業受託」は基幹3作業以上の受託を行うもの。</p>	
実施要綱	県単農地集積促進事業実施要綱	
実施要領	県単農地集積促進事業実施要領	
交付要綱	農業農村整備事業関係補助金交付要綱	
交付率	<p>県:100%</p> <p>県推進品目の作付け割合が25%以上の場合、対象事業費に0.125を乗じた額を限度額とする。</p>	<p>県:100%</p> <p>担い手不在集落において担い手を確保した場合、対象事業費に0.125を乗じた額を限度額とする。</p>
適用	促進費の限度額は農家負担を伴う事業費に交付割合を乗じた額又は実際に農家が負担した額のいずれか低い額	